

国立大学法人奈良教育大学遺伝子組換えDNA実験安全管理規則

平成17年9月22日
制 定

改正 平成19年10月18日規則第63号

改正 平成27年 7月16日規則第38号

改正 平成27年 7月29日規則第39号

(目的)

第1条 この規則は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「法」という。）に基づく政省令及び告示（以下「法令」と総称する。）に基づき、国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）における遺伝子組換え実験（以下「実験」という。）の計画及び実施に関し必要な事項を定めることにより、実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の定義は、法令において定めるところとする。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学において行われる実験の計画、実施及び安全確保に関して総括するものとする。

(設置)

第4条 第1条の目的を達成するため、本学に遺伝子組換えDNA実験安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第5条 委員会は、遺伝子組換えDNA実験に係る安全の確保に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 副学長（研究担当）

二 次の各分野から互選された教員

ア 教育・文科系（学校教育、教職開発、国語教育、社会科教育及び英語教育の各講座） 1人

イ 理科・芸体系（数学教育、理科教育、技術教育、家庭科教育、音楽教育、美術教育及び保健体育の各講座） 1人

三 保健センター長

四 その他学長が必要と認める者（遺伝子組換えDNA実験に係る研究領域を専門とする者を含む） 若干名

2 前項第二号及び第四号の委員は、学長が委嘱する。

3 第1項第二号及び第四号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第7条 委員会に委員長を置き、委員長は副学長（研究担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

（委員会）

第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席者の過半数をもって決する。

3 委員会は、必要に応じ専門的知識を有する者から審査のための意見を聴取することができる。

（守秘義務）

第9条 委員会の委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞した後も、同様とする。

（安全主任者）

第10条 実験の安全確保に関し、学長を補佐するため、安全主任者を置く。

2 安全主任者は、法令及びこの規則を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に高度に習熟した者のうちから、学長が指名する。

3 安全主任者の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 安全主任者は、次の各号に掲げる職務を行う。

一 実験が法令及びこの規則に従って適正に遂行されていることを確認すること。

二 実験責任者に対し、指導及び助言を行うこと。

三 その他実験の安全確保に関し、必要な事項の実施に当たること。

5 安全主任者は、その任務を果たすに当たり、委員会と十分連絡をとり、必要な事項について委員会に報告するものとする。

（実験従事者）

第11条 実験に従事しようとする者は、あらかじめ、別記第1号様式による遺伝子組換え実験従事登録申請書を安全主任者に提出しなければならない。

2 安全主任者は、前項の登録の申請があった者について、実験に係る教育訓練の内容及

び経験等を審査し、適当と認められた場合は、実験従事者として登録するものとする。

- 3 前項の登録の有効期限は、登録を受けた年度内とし、更新を妨げない。
- 4 安全主任者は、登録した者について、別記第2号様式による遺伝子組換え実験従事者名簿により、学長に報告するものとする。
- 5 実験従事者として登録された者以外の者は、実験に従事してはならない。
- 6 実験従事者は、実験の実施に当たり、実験責任者の指示に従うとともに、法令及びこの規則を遵守し、安全の確保に努めなければならない。

(実験責任者)

第12条 実験の実施に当たっては、実験計画ごとに、当該実験に従事する者のうちから実験責任者を定めなければならない。

- 2 実験責任者は、法令及びこの規則を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に習熟した者でなければならない。
- 3 実験責任者は、実験計画の遂行について責任を負い、次の各号に掲げる職務を行う。
 - 一 実験計画の立案及びその実施に際しては、法令及びこの規則を十分に遵守し、安全主任者との緊密な連絡の下に、実験全体の適切な管理及び監督に当たること。
 - 二 実験従事者に対し、当該実験の実施に当たって必要な教育訓練及び指導を行うこと。
 - 三 実験計画を学長に申請又は届け出ること。
 - 四 実験の安全確保の考え方に影響を及ぼす知見が得られた場合又は実験中若しくは輸送中の事故等があった場合は、直ちにその旨を学長、委員会及び安全主任者に報告すること。
 - 五 その他実験の安全確保に関する必要な事項を実施すること。

(実験計画の申請、審査及び承認等)

第13条 実験責任者は、実験を行うに当たって、別表に定めるところにより、遺伝子組換え実験計画申請書等を安全主任者を通じ、学長に申請しなければならない。また、実験計画を変更しようとする場合も同様とする。

- 2 学長は、前項の規定に基づき提出のあった実験計画について委員会に諮るものとする。
- 3 学長は、当該実験計画の実施について、法令の定めるところにより学長の承認が必要なものについては、委員会の議に基づき、承認を与えるか否かの決定を行うものとする。この場合において、文部科学大臣の確認を必要とする実験計画については、あらかじめ委員会の審査を経て文部科学大臣の確認を受けるものとする。
- 4 学長は、前項の規定に基づく決定を行った場合は、別記第5号様式による遺伝子組換え実験承認書を実験責任者に、別記第6号様式による遺伝子組換え実験承認通知書を安全主任者に通知するものとする。

(実験の記録及び保存)

第14条 実験従事者は、実験の日ごとの実験内容を記録しなければならない。

2 前項の記録は、実験責任者が確認し、保存しなければならない。

(実験施設等の管理)

第15条 実験責任者は、実験施設及び設備の点検、管理保全に努め、その結果を記録し、保存しなければならない。

2 実験責任者は、法令の定めるところにより、実験施設及び設備に標識を付さなければならない。

3 実験責任者は、実験従事者以外の者が、実験施設内に立ち入る場合には、制限又は禁止の措置を講じなければならない。

(遺伝子組換え生物等の取扱い)

第16条 実験従事者又は実験責任者は、遺伝子組換え生物等の取扱いに当たっては、法令の規定を遵守するとともに、次の各号に掲げるところにより、実験の安全確保に努めなければならない。

一 実験従事者又は実験責任者は、遺伝子組換え生物等を保管する場合は、堅固で漏れない容器に密封し、遺伝子組換え生物等であることを明示するとともに、遺伝子組換え生物等の名称、数量、保管場所及び保管方法等について記録し、保存しなければならない。

二 実験責任者は、遺伝子組換え生物等を運搬する場合は、遺伝子組換え生物等の名称、数量、運搬年月日及び運搬先等について記録し、保存しなければならない。

三 実験責任者は、実験計画終了後は遺伝子組換え生物等を不活性化し処分するものとする。

(教育訓練)

第17条 実験責任者は、安全主任者の指導又は助言のもとに実験従事者に対し、実験の開始前に法令及びこの規則を熟知させるとともに、次の各号に掲げる教育訓練を行わなければならない。

一 危険度に応じた微生物安全取扱技術に関すること。

二 拡散防止措置についての知識及び技術に関すること。

三 実施しようとする実験の危険度についての知識に関すること。

四 事故発生の場合の措置についての知識に関すること。(大量培養実験において遺伝子組換え生物等を含む培養液が漏出した場合の化学的処理による殺菌等の措置に対する配慮を含む。)

(健康管理)

第18条 学長は、実験従事者に対し、委員会の助言を得て、健康診断その他の健康を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 学長は、実験従事者が人に対する病原微生物を取り扱う場合は、実験開始前に感染の予防治療の方策についてあらかじめ検討し、必要に応じて抗生物質、ワクチン、血清等を準備するとともに、実験開始後6ヶ月を超えない期間ごとに1回特別定期健康診断

を行わなければならない。

- 3 学長は、実験室内又は大量培養実験区域内における感染のおそれがある場合は、直ちに健康診断を行い、適切な措置を講じなければならない。
- 4 学長は、健康診断の結果を記録し、保存しなければならない。
- 5 学長は、実験従事者が次のいずれかに該当するとき又は次項に規定する報告を受けたときは、直ちに事実の調査をするとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 一 遺伝子組換え生物等を誤って飲み込んだとき又は吸い込んだとき。
 - 二 遺伝子組換え生物等により皮膚が汚染され、除去できないとき又は感染を起こすおそれがあるとき。
 - 三 遺伝子組換え生物等により、実験室、実験区域又は大量実験区域が著しく汚染された場合に、その場に居合わせたとき。
- 6 実験従事者は、絶えず自己の健康について注意することとし、健康に変調をきたした場合又は重症若しくは長期にわたる病気にかかった場合は、その旨、安全主任者を通じて学長に報告しなければならない。また、この事実を知り得た者についても同様とする。

(緊急事態発生時の措置)

- 第19条 事故又は地震、火災その他の災害より、遺伝子組換え生物等による汚染が発生し、又は発生するおそれのある事態を発見した者は、直ちに実験責任者に通報しなければならない。
- 2 前項の通報を受けた実験責任者は、直ちにその内容等を確認の上、学長、委員会及び安全主任者に報告しなければならない。
 - 3 学長は、前項の報告を受けた場合は、委員会及び安全主任者と連携して、その状況、経過等について調査を行い、速やかに適切な措置を講じなければならない。
 - 4 学長は、実験の安全確保の考え方に影響を及ぼす知見が得られた旨報告があった場合又は外部の環境等に影響を及ぼすおそれのある事故の報告があった場合は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

(実験の終了又は中止)

- 第20条 実験主任者は、実験を終了又は中止したときは、別記第7号様式による遺伝子組換え実験結果報告書を、安全主任者を通じ、学長に提出しなければならない。

(事務)

- 第21条 実験の安全管理に関する事務は、教育研究支援課において処理する。

(雑則)

- 第22条 この規則に定めるもののほか、実験の安全管理の取扱いに関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年9月22日から施行する。

附 則（平成19年規則第63号）

この規則は、平成19年10月18日から施行し、平成19年9月1日から適用する。

附 則（平成27年規則第38号）

この規則は、平成27年7月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年規則第39号）

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表

事 項	提 出 書 類	提 出 部 数	提 出 期 限
(1) 第一種使用等に 該当する実験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝子組換え実験計画承認 申請書（別記第3号様式） ・ 遺伝子組換え実験計画書 （別記第4号様式の1） 	各1部	実験開始の1月前 （ただし、文部科学大臣の 確認を要する実験につい ては、実験開始の3月前）
(2) 第二種使用等に 該当する実験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝子組換え実験計画承認 申請書（別記第3号様式） ・ 遺伝子組換え実験計画書 （別記第4号様式の2） 		

備考：1 科学研究費補助金の交付の対象となる実験については、上記書類の他に科学研究費補助金研究計画書（写）を添付するものとし、提出期限は科学研究費補助金研究計画調書の提出期限とする。

2 実験計画の変更の手続きについても、上記と同様とする。

別記第1号様式（第5条関係）

遺伝子組換え実験従事登録申請書

年 月 日

遺伝子組換え実験
安全主任者 殿

実験従事者
所属・職
氏 名

下記の遺伝子組換え実験に従事したいので申請します。

遺 伝 子 組 換 え 実 験 の 課 題 名	
実 験 責 任 者 の 所 属 ・ 職 ・ 氏 名	
期 間	年 月 日～ 年 月 日
実 験 に 係 る 教 育 訓 練 の 内 容	
遺 伝 子 組 み 換 え 実 験 経 験	有・無 年 カ月

（注）氏名欄の記入は、記名押印又は署名（自筆）のいずれかとする事。

別記第2号様式（第5条関係）

遺伝子組換え実験従事者名簿

年 月 日

国立大学法人
奈良教育大学長 殿

安全主任者

下記の者を実験従事者として登録しましたので報告します。

所 属 ・ 職	氏 名	所 属 ・ 職	氏 名

(注) 安全主任者欄の記入は、記名押印又は署名（自筆）のいずれかとすること。

別記第3号様式（第7条関係）

遺伝子組換え実験計画申請書

年 月 日

国立大学法人
奈良教育大学長 殿

実験責任者

所属・職 _____

氏 名 _____

下記の遺伝子組換え実験について別紙計画書のとおり実施したいので申請します。

記

遺 伝 子 組 換 え 実 験 の 課 題 名

（注）氏名欄の記入は、記名押印又は署名（自筆）のいずれかとする事。

別記第4号様式の1 (第7条関係)

遺伝子組換え実験計画書
(第一種使用等)

年 月 日

申請の種類 (注1)	実験の区分 (注2)	拡散防止措置 (注2)	公的経費 (注3)
<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更	・微生物・培養細胞を宿主とする実験 <input type="checkbox"/> 未同定DNA実験 <input type="checkbox"/> 同定済みDNA実験 <input type="checkbox"/> 大量培養実験 ・動物を用いる実験 <input type="checkbox"/> 作出 <input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 接種 ・植物を用いる実験 <input type="checkbox"/> 作出 <input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 接種	<input type="checkbox"/> 非閉鎖系区画 <input type="checkbox"/> 屋外特定区画 <input type="checkbox"/> その他屋外の区画	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 文科省 科研費 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 無

課 題 名				
実験実施期間(注4)		年 月 から 年 月 まで		
実 験 責 任 者	所 属 ・ 職 名			
	氏 名			
	連 絡 先	T E L	F A X	E-mail
実 験 場 所	名 称			
実 験 従 事 者	氏 名	所 属 ・ 職 名	宿主及びその取扱い 経験年数(注5)	遺伝子組換え実験 経験年数(注6)
※ 遺伝子組換えDNA 実験安全委員会が本実 験計画の実施を適当と 認める理由				
		委員長の所属・職名・氏名		

実験課題名	
実験の目的	
実験の概要	

(A) 遺伝子組換え生物等に関する事項

遺伝子組換え生物等の種類及びその作出方法（注7）		
宿主及び宿主の属する生物種	分類学上の位置（注8）	
	自然界における分布（注9）	
	生殖・繁殖様式及び遺伝的特性（注10）	
	当該生物の属する生物種における有毒物質産生の有無（注11）	
	その他の特性（植物の場合は雑草性の有無を含む）（注12）	
供与DNAの由来、種類、機能、大きさ、純化の程度及びその構成（注13）		
ベクターの由来、構成及び特性（注14）		

組換えDNA分子の構成図 (注15)	
-----------------------	--

これまでの実験で得られた知見	これまでの実験経過 (注16)			
	元の宿主と遺伝子組換え生物等の相違	供与DNAの発現	発現形質	
			発現の安定性 (注17)	
			供与DNAの存在状態 (注18)	
			有毒物質産生の有無	
		生殖、繁殖様式及び遺伝的特性		
		その他の特性		
	その他得られた知見			

(B) 遺伝子組換え生物等を接種する動植物に関する事項

遺伝子組換え生物等の接種の方法		
物遺及伝び子当組該換動え植生	分類学上の位置 (注8)	
	自然界における分布 (注9)	

物物 種等 のを 属接 す種 るす 生る 物動 種植	生殖・繁殖様式及び 遺伝的特性（注10）	
	当該生物の属する生物 種における有害物質産 生の有無（注11）	

	その他の特性（植物の 場合は雑草性の有無を 含む） （注12）	
遺伝子組換え生物等の接種が 動植物に与える影響 （注19）		

(C) 実験の実施方法に関する事項

栽培・飼育等の規模 （注20）		
栽培・飼育等の方法 （注21）		
施	位置及び周辺との隔離 状況（注22）	
	規模、構造及び設備 （注23）	
設 等	周辺の環境における生 物種（注24）	
	周辺の環境の気象条件 及びその影響 （注25）	

遺伝子組換え生物等の区域外への漏出・飛散・逃亡防止のための措置（注26）	
組換え遺伝子の区域外への伝播防止のための措置（注27）	
実験終了後の遺伝子組換え生物等、廃棄物等の処置方法及びその有効性（注28）	
実験区域への従事者以外の立ち入り防止の措置（注29）	

※印欄は、記入不要。

計画書記入要領

本様式の各項目に記入する。記入できない場合は別紙を添付し、該当項目に別紙番号を記入すること。

課題名等の他、遺伝子組換え生物等を用いる実験は(A)及び(C)について、遺伝子組換え生物等を動植物に接種する実験は(A)から(C)について必要事項を記入すること。

注1. 該当項目にチェックを入れること。

注2. 本計画において該当する項目すべてにチェックを入れること。

注3. 公的経費の有無について該当項目にチェックを入れるとともに、ある場合はその種類を記入すること。

注4. 予定している実験実施期間（5年を限度とする）を記入すること。

注5. 宿主として使用する生物種の取扱い経験の有無及び経験年数を記入すること。なお、宿主が微生物、動物、植物を同時に含む実験計画の場合は、その宿主毎について記入すること。

注6. 遺伝子組換え実験の経験の有無並びに経験年数を記入すること。

注7. 使用する遺伝子組換え生物等の種名及び作出方法（パーティクルガンにより細胞にDNAを導入した後に植物体を再生等）を具体的に記入すること。

注8. 生物等の種類又は系統名を記入すること。

注9. わが国における分布状況及び必要に応じて原産国等における分布状況を記入すること。

注10. 植物の場合は以下①～⑥について、その他の場合は自然界における生活サイクルについて記入すること。

[①種子繁殖、栄養繁殖の別 ②一年生、多年生の別 ③種子又は栄養体の拡散様式 ④自家受粉、他家受粉の別 ⑤花粉の拡散様式 ⑥交雑様式]

注11. 有無及びある場合は、その名称及び有害さの程度を記入すること。

注12. 生育可能温度等の生育条件を記入すること。

注13. DNA供与体の属・種・必要に応じて系統名、ゲノム・相補などのDNAの種類、構造遺伝子・発現調節遺伝子等の機能、使用するDNAの機能部分の大きさ、クローン化等による純化の有無及びその程度、各機能部分の構成図等について記載すること。

注14. 薬剤耐性等ベクター内の遺伝子機能、その由来及び構成について記述すること。

注15. 供与DNA及びベクターの構成を遺伝子部位等を含め図示すること。

注16. 組換え動植物の作成実験、植物栽培施設における栽培実験又は動物飼育施設における繁殖等これまでに実施してきた実験について、委員会における承認年月日、実験の時期、方法、組換え動植物の継代数等を含めて具体的に記載すること。

注17. 発現を検討した個体の数、世代数、分析方法について記載すること。

注18. 供与DNAの存在の状態を、検討した個体の数、世代数、分析方法を含め記載すること。

注19. 遺伝子組換え生物等を接種した動植物についてその予想される影響を記載すること。

注20. 栽培する組換え植物又は遺伝子組換え生物等を接種する植物の個体数と栽培面積、飼育する組換え動物又は遺伝子組換え生物等を接種する動物の個体数と飼育面積等を記載すること。また、当該施設において異種の生物が栽培・飼育されている場合等はその生物種及び栽培暦・飼育暦等を記載すること。

注21. 組換え植物又は遺伝子組換え生物等を接種する植物の栽培方法と容器の使用の有無、組換え動物又は遺伝子組換え生物等を接種する動物の飼育方法と容器使用の有無等について記載すること。

- 注 22. 使用する施設・実験区域等の位置が分かるように、周辺の建物・河川等をあわせ図示すること。
- 注 23. 使用する施設・実験区域等の規模、構造及び設備、委員会による認可年月日について記載すること。
- 注 24. 使用する施設・実験区域等の周辺に、組換え生物又は遺伝子組換え生物等を接種する生物と交配可能な生物が生息する場合に記載すること。
- 注 25. 最高気温、最低気温、平均気温、降水量その他の気象条件及び、組換え生物又は遺伝子組換え生物等を接種する動植物の生育や生存に対する影響について記載すること。
- 注 26. 消毒、除雄、袋かけ、栽培容器の使用、飼育容器の使用、実験衣の着用等、組換え生物又は遺伝子組換え生物等を接種する生物が実験施設・区域外に流出しないために講ずる措置を具体的に記載すること。
- 注 27. 大量培養実験、動植物を用いる実験の場合に記入すること。培養・飼育・栽培等における漏出・逃亡・飛散防止に係る管理方法、種子・水・排泄物の不活化等、拡散防止方法について記載すること。
- 注 28. 実験終了後の組換え生物又は遺伝子組換え生物等を接種した生物のみならず、培養・栽培・飼育中に接触した器具類や廃棄物の具体的処理方法を、確認又は推定される有効性とあわせ記載すること。
- 注 29. 遺伝子組換え実験中の表示、金網、くい、ネズミ返し等、講ずる措置を具体的に記載すること。

別記第4号様式の2（第7条関係）

遺伝子組換え実験計画書
（第二種使用等）

年 月 日

申請の種類 (注1)	実験の区分 (注2)	拡散防止措置 (注2)	公的経費 (注3)
<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 微生物使用実験 <input type="checkbox"/> 植物等使用実験	<input type="checkbox"/> P1 <input type="checkbox"/> LS2 <input type="checkbox"/> P1P	<input type="checkbox"/> 有
<input type="checkbox"/> 継続	<input type="checkbox"/> 大量培養実験 <input type="checkbox"/> 植物作成実験	<input type="checkbox"/> P2 <input type="checkbox"/> P1A <input type="checkbox"/> P2P	<input type="checkbox"/> 文科省 科研費
<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 動物使用実験 <input type="checkbox"/> 植物接種実験 <input type="checkbox"/> 動物作成実験 <input type="checkbox"/> きのこ作成実験	<input type="checkbox"/> P3 <input type="checkbox"/> P2A <input type="checkbox"/> P3P <input type="checkbox"/> LSC <input type="checkbox"/> P3A <input type="checkbox"/> 特定網室	<input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 動物接種実験 <input type="checkbox"/> 細胞融合実験	<input type="checkbox"/> LS1 <input type="checkbox"/> 特定飼育区画	<input type="checkbox"/> 無

課 題 名				
実験実施期間（注4）		年 月 から 年 月 まで		
実 験 責 任 者	所 属 ・ 職 名			
	氏 名			
	連 絡 先	T E L	F A X	E-mail
実 験 場 所	名 称			
実 験 従 事 者	氏 名	所 属 ・ 職 名	宿主及びその取扱い 経験年数（注5）	遺伝子組換え実験 経験年数（注6）
※ 安全衛生委員会が本実験計画の実施を適当と認める理由				
		委員長の所属・職名・氏名		

実験課題名	
実験の目的	
実験の概要	

当該遺伝子組換え実験を行う必要性（注7）	
本実験が大臣確認実験若しくは機関承認実験となる事由（注8）	

供与体・ベクター・宿主の組み合わせ（注9）							
DNA供与体 （注10）	DNAの種類 （注11）	未同定DNA実験に係る単離予定のDNA （注12）	同定済みDNA実験に係る供与DNA （注13）	ベクター （注14）	宿主 （注15）	拡散防止措置レベル （注16）	備考

DNA供与体の特徴及び生物学的リスク（注17）	
単離予定のDNA又は供与DNA並びにその産物の特徴及び性質（注18）	
ベクターの特徴、伝達生、宿主依存症（注19）	

宿主の特徴、遺伝子交換範囲 とその機構（注20）	
-----------------------------	--

宿主-ベクター系の特徴、 拡散防止措置の程度及び 不活化の方法（注21）	
組換え動植物作出時にお ける、DNA導入の段階及 びその方法（注22）	
遺伝子組換え生物等又は 遺伝子組換え生物等を接 種する動植物の特性及び リスク（注23）	
大量培養実験に係る組換 え微生物、組換え動植物又 は遺伝子組換え生物等を 接種した動植物の拡散防 止措置（注24）	
遺伝子組換え生物等の実 験終了後の処置	

拡 散 防 止 措 置 に 係 る 施 設 ・ 設 備	位置（注25）	
	構造（注26）	
	設備（注27）	

※印欄は、記入不要。

計画書記入要領

本様式の各項目に記入する。記入できない場合は別紙を添付し、該当項目に別紙番号を記入すること。

注1. 該当項目にチェックを入れること。

注2. 本計画において該当する項目すべてにチェックを入れること。

注3. 公的経費の有無について該当項目にチェックを入れるとともに、ある場合はその種類を記入すること。

注4. 予定している実験実施期間（5年を限度とする）を記入すること。

注5. 宿主として使用する生物種の取扱い経験の有無及び経験年数を記入すること。なお、宿主が微生物、動物、植物を同時に含む実験計画の場合は、その宿主毎について記入すること。

注6. 遺伝子組換え実験の経験の有無並びに経験年数を記入すること。

注7. 大量培養実験、遺伝子組換え生物等を動植物に接種する実験、脊椎動物の蛋白性毒素産生遺伝子を扱う実験が含まれる場合は、当該実験を行う必要性について簡潔に記入すること。

注8. 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学省・環境省令第1号）別表第二、三、四及び五のどの区分に該当するか記入すること。

注9. DNA供与体、ベクター、宿主の組み合わせ毎に番号、直線、罫線等でまとめ、相互の関連を明らかにすること。

注10. DNA供与体となる生物の種名又は系統名を記入すること。

注11. 供与DNAについて、ゲノムDNA、相補DNA、合成DNAなどの種類を記入すること。

注12. 未同定DNA実験のときに該当。核酸混合物から単離しようとするDNAの名称を記入すること。

注13. 同定済みDNA実験のときに該当。使用する供与DNAの名称（公表されたものであれば文献等）を記入すること。

注14. ベクターの名称を記入すること。

注15. 宿主の種名、系統名又は培養細胞の名称等を記入すること。遺伝子組換え生物等を動植物に接種する場合については、接種に係る動植物を□で囲むこと。

注16. 組み合わせ毎に拡散防止措置レベルを記入すること。

注17. DNA供与体について、拡散防止措置レベル並びに必要に応じてその特徴、自然界における分布、病原性、寄生性、腐生性などの実験従事者に対するリスクについて記入すること。また、蛋白性毒素を産生する場合はLD50及び毒素遺伝子の構造について記入すること。

注18. 単離・使用するDNA又はその産物等について簡潔な説明を記入すること。また、同定済みDNAの場合は塩基配列又は同定に至る資料を添付し、その資料番号を記入すること。

注19. ベクターの由来・薬剤耐性・特異形質等の特徴、伝達性、宿主依存性について記入し、必要に応じて実験結果・文献を添付すること。また、ウイルスベクターの場合は拡散防止措置レベルを記入すること。

注20. 微生物を宿主とする場合は、栄養要求性、薬剤耐性、至適生育条件等の特徴を、培養細胞をウイルスの宿主として使用する場合は、宿主内における宿主の核酸や共存するウイルス由来の核酸との遺伝情報の交換の可能性について記入すること。また、宿主に病原性、発がん性及び毒素産生性がある場合は、その説明についても記入すること。

注 21. 認定宿主－ベクター系以外の微生物を宿主とする宿主－ベクター系を用いる場合には、宿主の生存能力、伝播性、不活化の方法と予測される不活化の効率を記入すること。また、ウイルスを使用する場合には、そのウイルスの伝播性に対する拡散防止措置の程度を記入すること。

注 22. 組換え動植物を作出する場合に記入すること。卵、胚、種子、生体など核酸導入時の細胞の分化段階及び導入方法を記入すること。

注 23. 組換え又は遺伝子組換え生物等の接種により新たに獲得することが予想される形質について記入すること。感染性、病原性、寄生性、腐生性又は毒素産生性等の形質が変化すると予想される場合は、その旨明記すること。

注 24. 大量培養実験、動植物を用いる実験の場合に記入すること。培養・飼育・栽培時における漏出・逃亡・飛散防止に係る管理方法、種子・水・排泄物等の不活化等、拡散防止方法について記入すること。

注 25. 実験室又は実験区域の位置、実験設備・装置等の配置を図示すること。

注 26. P3以上の施設の場合に記入すること。また、実験設備の構造について図示すること。

注 27. P2以上の施設の場合に記入すること。また、設備並びに装置の名称を記入すること。

別記第5号様式（第7条関係）

承認番号

遺伝子組換え実験承認書

年 月 日

実験責任者

殿

国立大学法人

奈良教育大学長

年 月 日に申請のあった下記遺伝子組換え実験を承認します。

実験の実施に当たっては、法令及び本学遺伝子組換え実験安全管理規則を遵守し、安全確保に努めてください。

記

遺伝子組換え	
実験の課題名	

別記第6号様式（第7条関係）

承認番号

遺伝子組換え実験承認通知書

年 月 日

安全主任者 殿

国立大学法人
奈良教育大学長

年 月 日に申請のあった下記遺伝子組換え実験を承認したので通知します。

記

実験責任者の 所属・職・氏名	
遺伝子組換え 実験の課題名	

別記第7号様式（第14条関係）

遺伝子組換え実験結果報告書

年 月 日

国立大学法人
奈良教育大学長 殿

所 属
職 名
実験責任者
氏 名
連絡先（TEL）

国立大学法人兵庫教育大学遺伝子組換え実験安全管理規程第14条に基づき、下記のとおり報告します。

記

実験の区分 (注1)	拡散防止措置 (注1)	公的経費 (注2)
・微生物・培養細胞を宿主とする実験 <input type="checkbox"/> 未同定DNA実験 <input type="checkbox"/> 同定済みDNA実験 <input type="checkbox"/> 大量培養実験 ・動物を用いる実験 <input type="checkbox"/> 作出 <input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 接種 ・植物を用いる実験 <input type="checkbox"/> 作出 <input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 接種	<input type="checkbox"/> P1 <input type="checkbox"/> LSC <input type="checkbox"/> P1A <input type="checkbox"/> P1P <input type="checkbox"/> P2 <input type="checkbox"/> LS1 <input type="checkbox"/> P2A <input type="checkbox"/> P2P <input type="checkbox"/> P3 <input type="checkbox"/> LS2 <input type="checkbox"/> P3A <input type="checkbox"/> P3P <input type="checkbox"/> 特定飼育区画 <input type="checkbox"/> 特定網室 <input type="checkbox"/> 非閉鎖系区画 <input type="checkbox"/> 屋外隔離区画 <input type="checkbox"/> その他屋外の区画	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 文科省 科研費 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 無

課 題 名				
実験実施期間（注3）	年 月 から 年 月 まで			
実験場所	名 称			
実験	氏 名	所 属 ・ 職 名	宿主及びその取扱い 経験年数（注4）	遺伝子組換え実験 経験年数（注5）

従事者				
-----	--	--	--	--

課題名	
実験の目的	
実験の概要	

供与体・ベクター・宿主の組み合わせ（注6）							
DNA供与体 （注7）	DNAの種類 （注8）	未同定DNA実験に係る単離予定のDNA （注9）	同定済みDNA実験に係る供与DNA （注10）	ベクター （注11）	宿主 （注12）	拡散防止措置レベル （注13）	備考

遺伝子組換え生物等の保存の有無及びその保存方法・処分方法	
確認通知に記入された事項 （注14）	
実験の結果（注14）	
その他本実験の安全性評価に関する見解等（注15）	

報告書記入要領

本様式の各項目に記入する。記入できない場合は別紙を添付し、該当項目に別紙番号を記入すること。

注1. 本計画において該当する項目すべてにチェックを入れること。

注2. 公的経費の有無について該当項目にチェックをいれるとともに、ある場合はその種類を記入すること。

注3. 実験実施機関を記入すること。

注4. 宿主として使用する生物種の取扱い経験の有無並びに経験年数を記入すること。

なお、宿主が微生物、動物、植物にまたがる実験計画の場合は、それぞれについて記入すること。

注5. 遺伝子組換え実験経験の有無並びに経験年数を記入すること。

注6. DNA供与体、ベクター、宿主の組み合わせ毎に番号、直線、罫線等でまとめ、相互の関連を明らかにすること。

注7. DNA供与体となる生物の種名又は系統名を記入すること。

注8. ゲノムDNA、相補DNA、合成DNAなどの種類を記入すること。

注9. 未同定DNA実験のときに該当。核酸混合物から単離しようとしたDNAの名称を記入すること。

注10. 同定済みDNA実験のときに該当。使用したDNAの名称を記入すること。

注11. ベクターの名称を記入すること。

注12. 宿主の種名又は系統名を記入すること。

注13. 組み合わせ毎に拡散防止措置レベルを記入すること。

注14. 確認通知において報告事項とされた事項及びその結果を記入すること。

注15. 当初の予測と異なる事象の有無、実験従事者の遺伝子組換え実験に由来すると考えられる健康被害の有無など、実験の安全性を評価するに当たって必要な事項を記入すること。